

政務活動費の手引き

平成29年4月
八王子市議会

「政務活動費の手引き」作成にあたって

政務活動費とは、地方議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部を、議会の会派又は議員に対し交付することができる、地方自治法及び自治体の条例に基づいた金銭的給付です。

八王子市議会では、この政務活動費を条例に定めた用途基準に基づき執行していますが、条例に定める用途基準は、大きな区分での用途を示したものとしているため、地方議員の幅広い調査活動において、多岐にわたる具体的な経費としては、条例に示す用途基準に基づいた別の定めが必要となります。このため、本市議会では、議員が「申し合わせ事項」や具体的な用途の「例示」、「事務処理要領」を作り、これらに基づいて政務活動費を執行してきました。

一方、現代においては、情報通信技術の恐るべき速さでの進化などにみられるように、地方議員の調査研究のために必要な経費の形も、時代とともに移り変わっており、政務活動費を充てることのできる経費の中身は、定期的な見直しが必要になっています。

また、近年、全国的に一部の地方議員による政務活動費の不適切な使用が報道されていることから、その用途については一層の透明性が求められており、そのためには、政務活動費のより具体的な用途を明示し、広く周知する必要があります。

このようなことを背景に、本市議会では平成28年2月から「政務活動費に関する検討会」を開催し、現行基準の見直しなどについて、判例や他市の実例などを参考に議論を重ねてきました。

そして、今回、1年以上に及ぶ検討会の議論を踏まえ改定した「申し合わせ事項」、「例示」、「事務処理要領」について、「政務活動費の手引き」として一つにまとめ、平成29年度分の政務活動費から適用することとしました。

平成29年4月 八王子市議会

目次

「政務活動費の手引き」作成にあたって

目次

1 . 八王子市議会 政務活動費について	3
政務活動費について	
政務活動費の概要	
交付申請・収支報告等の手続きのながれ	
2 . 政務活動費を充てることのできる経費の範囲	7
調査活動費	
資料作成費	
資料購入費	
研修費	
人件費	
事務費	
政務活動費についての情報公開	
3 . 条例・規則・様式集	17
八王子市議会政務活動費の交付に関する条例	
八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	
様式	
八王子市議会基本条例	

八王子市議会 政務活動費について

政務活動費について

政務活動費は、平成12年の地方自治法改正により「政務調査費」として法制化され、平成13年4月1日から施行されました。その趣旨は、地方分権の推進に伴い、地方議会の審議能力を強化し、調査活動基盤の充実を図るため、地方議員の調査研究に必要な費用を支給するものと考えられ、地方自治法の第100条第13項の中では、「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と定められました。

この法改正を受け八王子市では、平成13年4月から「政務調査費の交付に関する条例」を施行し、条例の中で政務調査費を充てることができる経費の範囲などを定めて、会派に属する議員一人当たり月額6万5千円の政務調査費の交付を始めました。

その後、八王子市では、平成14年度から一人当たり月額6万円に減額し、平成18年度からは、すべての支出について領収書の添付を義務付けています。

また、平成24年の地方自治法改正により、名称が現在の「政務活動費」に、同法第100条第14項として「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と改められ、用途については調査研究の他に「その他の活動」が加わり、充当できる活動の範囲が広がりました。しかし、八王子市では、法改正後も政務活動費を充てることのできる経費については、範囲を広げることなく、現在に至っています。

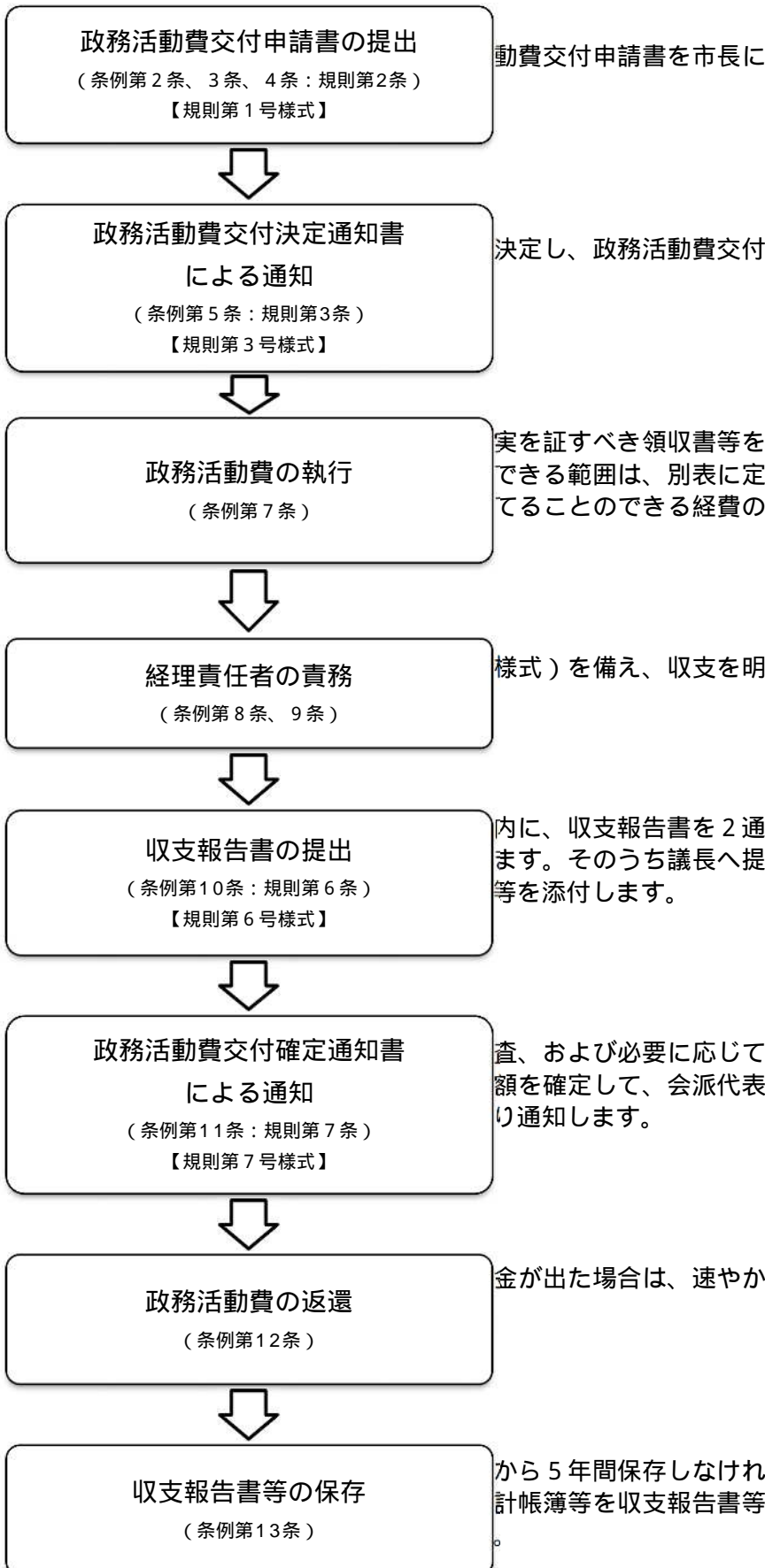
政務活動費の概要

項 目	内 容	条例
交付対象	会派（所属議員が一人の場合を含む）	第 2 条
政務活動費の金額	会派に所属する議員一人当たり月額 6 万円	第 3 条 第 1 項
交付時期	市長への交付申請に基づき、毎年度、4 月～ 9 月分を 4 月に、10～ 3 月分を 10 月に交付する。	第 3 条 第 3 項
政務活動費を充てることができる経費の範囲	<p>調査活動費 会派が行う日常的な調査研究活動並びに管外及び国外への視察に要する経費</p> <p>研修費 会派が研修会等を開催するために要する経費及び会派の所属議員が他の団体の開催する研修会等に参加するために要する経費</p> <p>資料作成費 会派が行う調査研究活動に必要な資料の作成に要する経費</p> <p>資料購入費 会派が行う調査研究活動のために必要な資料の購入に要する経費</p> <p>人件費 会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費</p> <p>事務費 会派が行う調査研究活動に必要な文具、消耗器材等の購入及び通信に要する経費</p>	別表 (第 7 条関係)
経理責任者	会派は、経理を明確に行うため、当該会派の所属議員の中から経理責任者を定めなければならない。	第 8 条
経理責任者の責務	<p>政務活動費に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備えなければならない。</p> <p>政務活動費を支出したときは、その事実を証すべき領収書等を徴さなければならない。</p>	第 9 条
収支報告書等の保存	<p>議長は、提出された収支報告書を提出期限の日から起算して 5 年を経過するまでの間保存しなければならない。</p> <p>会派の代表者は、会計帳簿を上記期間の末日まで保存しなければならない。</p>	第 13 条
透明性の確保	議長は、提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。	第 14 条

交付申請・収支報告等の手続きのながれ

【条例】：八王子市議会政務活動費の交付に関する条例

【規則】：八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則



政務活動費を充てることのできる経費の範囲

1. 調査活動費

<p>条例 第7条 (別表)</p>	<p>会派が行う日常的な調査研究活動並びに管外及び国外への視察に要する経費</p>
<p>申し合わせ事項 (1)</p>	<p>(1) 日常的な調査活動に要する経費 ア 調査研究等のための交通費は、1人月額20,000円以内とする。 なお、交通費とは、鉄道賃、車の燃料費、バス及びタクシー代、有料道路代、駐車料金をいう。 イ 市民の相談場所の確保のため、施設借上料及び事務所借上料を認めることとし、借上料は総じて月額20,000円以内とする。</p> <p>(2) 管外視察 ア 管外視察は3泊4日以内とし、出張旅費は、「市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」により計算する。ただし、タクシー・レンタカーの使用及び宿泊料については、以下のとおりとする。 タクシー及びレンタカーについては、視察場所や日程等により、その使用が効率的で適切であると会派で判断した場合に、これを認め、領収書を添付する。 宿泊料については、実費とし領収書を添付する。宿泊に伴う朝食・夕食代は宿泊先の料金体系に含まれている場合のみ認める。また「市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」に定められた宿泊料15,000円を目安とし、これを超える場合は、理由書を提出する。 イ 支出票に旅費内訳書を添付する。 ウ 視察報告書は、視察後概ね1ヵ月以内に議長に提出する。</p> <p>(3) 海外視察 ア 海外視察を実施する場合の必要事項は、別に定める。</p>
<p>例示</p>	<p>交通費(鉄道賃、車の燃料費、バス代、タクシー代、有料道路代、駐車料金)、施設借上料、事務所借上料、旅費</p>

<p>事務処理 要領</p>	<p>(1) 公共交通を利用する場合のICカードのチャージ料に政務活動費を充当する場合、履歴印字した資料（支出の根拠）を添付する。物販使用額には充当できない。</p> <p>(2) タクシー代、有料道路代、駐車料金については、利用金額、利用時間帯、利用場所、利用区間等から、利用目的に疑義を生じるものへは充当できない。</p> <p>(3) 洗車代、パンク修理代等は充当できない。</p> <p>(4) 調査活動のため借り上げる施設は、市民センター等の公共施設のほか、民間施設も対象とする。</p> <p>(5) 事務所を借り上げる場合の基準は以下のとおりとする。 事務所の契約者は、会派名義又は会派に属する議員個人名義とする。（契約書の写し添付） 会派又は会派に属する議員個人の事務所とし、プレート等でその表示をする。 事務スペース、応接スペースなど事務所としての機能を有していること。 事務所費は賃料のみを対象とし、敷金、礼金、光熱水費等は不可とする。 議員本人又は配偶者、もしくは3親等以内の親族が所有する物件は不可とする。</p> <p>(6) 市民の相談場所として事務所を借り上げた場合は、その年月日・時間・相手方・要件を記した「事務所利用実績報告書」を添付する。</p> <p>(7) 管外視察に要する旅費は、「最も経済的な通常の経路及び方法」により旅行した場合の旅費により計算する。 「最も経済的な通常の経路」とは、社会一般の者が通常利用する経路のうち、最も旅費額が少額で済む経路のことであり、「最も経済的な通常の方法」とは、例えば、旅行用務の遂行に支障がない限りとおし切符や往復割引乗車券を利用する等、当該旅行について通常利用することができる最も経済的な方法をいう。（「旅費の手引き（2）」参照）</p> <p>(8) 交通費と宿泊料がセットとなっている、いわゆるパック料金についてはこれを認め、取扱いは市の旅費内訳書に準じる。</p> <p>(9) 視察先は自治体のほか、団体、企業等も対象とする。</p> <p>(10) 視察目的と関連性のない施設等の視察は行わない。</p>
--------------------	--

1 申し合わせ事項

…条例に定めた政務活動費を充てることのできる経費の項目、内容に従って、議員が議論し、市議会の総意として具体的な使途や遵守すべき事項を決定し、列挙したもの。

2 旅費の手引き

…「八王子市職員等の旅費に関する条例」及び「同施行規則」に基づき作成したもの。

2. 資料作成費

<p>条例 第7条 (別表)</p>	<p>会派が行う調査研究活動に必要な資料の作成に要する経費</p>
<p>申し合わせ事項</p>	<p>(1) この経費は、印刷費、筆耕翻訳料、コピー代、製本代、写真代、資料作成委託料、会派のホームページの構築及び運営に関する費用等とする。</p> <p>(2) 印刷物を作成した場合は、1部を会派で保管し、1部を支出票に添付する。</p>
<p>例示</p>	<p>印刷製本費、翻訳料、資料作成委託料、複写料、現像焼付料</p>
<p>事務処理要領</p>	<p>(1) 広報紙は会派発行とし、会派名(例：八王子市議会 会)を明記する。</p> <p>(2) 広報紙の作成経費や送料に充当できる。</p> <p>(3) 会派の広報紙に議会活動報告に関する内容以外の記事がある場合には、当該記事を除いた面積を按分して充当できる。</p> <p>(4) 名刺印刷代には充当できない。</p>

3. 資料購入費

条例 第7条 (別表)	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の購入に要する経費
申し合わせ事項	(1) 資料とは、新聞、雑誌、図書等(デジタル版・電子書籍を含む)をいう。ただし、新聞については、会派として購入するものに限る。 (2) 雑誌、図書等を購入した場合は、雑誌名等を記入した領収書を徴する。
例示	新聞購読料、雑誌購入費、図書購入費
事務処理要領	(1) 特定分野の専門紙も、その内容が政務活動費の趣旨に合致していることが説明できる場合は、購入経費に充当できる。 (2) スポーツ新聞やいわゆるタブロイド紙、ゴシップ紙等の趣味性の強い新聞の購読料については、充当できない。 (3) 会派が所属する政党の雑誌、政党紙の購読については、政党活動に係る経費と認められることから充当できない。ただし、比較検討のため、他党のものを併せて定期購読する場合は、この限りではない。 (4) 政務活動との関連性を判断することが困難な一般大衆誌、文芸誌、ゴシップ誌、その他の雑誌については、政務活動における日常的な情報収集活動の範疇にはあたらず充当できない。ただし、これらの雑誌等の特定の号において、会派が行う政務活動に必要な記事が掲載されている場合は、この限りではない。 (5) 新聞以外の定期刊行物を定期的に購読する場合は、内容が政務活動目的であることとする。 (6) 定期刊行物等の購読契約は年度内を原則とする。やむを得ず、年度をまたぐ契約の場合、当該年度分のみ充当できる。 (7) 内容及び使用目的が政務活動費の趣旨に合致するものであれば、CD・DVD等の購入経費に充当できる。

4 . 研修費

<p>条例 第7条 (別表)</p>	<p>会派が研修会等を開催するために要する経費及び会派の所属議員が他の団体の開催する研修会等に参加するために要する経費</p>
<p>申し合わせ事項</p>	<p>(1) 会派が開催する研修会等は、選挙活動とみなされるものは不可とし、経費は、会場費、器材借上料、講師謝金、資料代等とする。 また、複数の会派が合同で開催した場合は経費を議員数で按分する。</p> <p>(2) 他団体が開催する研修会等、講習会等の経費は、旅費、出席者負担金とする。 なお、旅費については「1. 調査活動費(2) 管外視察の扱い」に準ずる。</p>
<p>例示</p>	<p>会場借上料、器具借上料、講師謝礼、研修資料購入費、旅費、出席者負担金</p>
<p>事務処理要領</p>	<p>(1) 政党主催の研修会であっても、政務活動に資する内容のものであれば、充当できる。</p> <p>(2) 議員の政務活動と関連付けることが困難なパソコンの研修等には、充当できない。</p> <p>(3) 会派が研修会を開催する場合、開催目的、内容等が政務活動と関連するよう留意すること。</p> <p>(4) 会派が開催する研修会等において、専門的知識等を有する人物等を招聘する際の謝礼には、充当できる。</p> <p>(5) 謝礼の金額は、社会通念上の範囲内とし、受領証を支出票に添付すること。</p> <p>(6) 講師謝礼は、所得税の源泉徴収はせず、本人の申告納付とする。</p>

5. 人件費

条例 第7条 (別表)	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
申し合わせ事項	<p>(1) アルバイト賃金は、市の臨時職員賃金に準じ、源泉徴収せず本人の申告納付とする。なお、額については、毎年度当初、各会派に通知する。</p> <p>(2) 雇用した場合は、出勤簿を備える。</p> <p>(3) 常時雇用が必要となった場合は、別途協議する。</p>
例示	賃金、交通費
事務処理要領	<p>(1) 雇用した者に政務活動以外の業務（政党活動や後援会活動に関する業務等）を行わせることはできないため、政務活動費からの支出は業務内容に応じ按分した額とする。</p> <p>(2) 人件費の場合、被雇用者が雇用者に対し領収書を発行することは社会通念上一般的ではないため、賃金等を支給した相手先の氏名、日付、金額を記載した受領書を会派が作成し、これに署名及び押印をさせたものを「支払証明書」に添付する。</p>

6 . 事務費

<p>条例 第7条 (別表)</p>	<p>会派が行う調査研究活動に必要な文具、消耗機材等の購入及び通信に要する経費</p>
<p>申し合わせ 事項</p>	<p>(1) 消耗品等を購入した場合は、購入品目を記入した領収書を添付する。</p> <p>(2) 備品は、控室に設置するものに限る。</p> <p>(3) 会派に所属する議員個人の固定電話、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、携帯端末機器等の通信に要する経費については、月額10,000円を上限として支出できる。</p> <p>(4) 控室に設置した会派専用パソコンについては、インターネット利用料を支出できる。</p>
<p>例示</p>	<p>消耗品購入費、備品購入費、電話回線使用料、インターネット利用料</p>
<p>事務処理 要領</p>	<p>(1) 消耗品は汎用性が高いため、個々の用途説明を求めることは通常ないが、政務活動費の趣旨を外れた目的に使用することが明らかな物品の購入には充当できない。</p> <p>(2) 消耗品とは、消費サイクルが概ね1年未満の物品とする。</p> <p>(3) 政務活動に必要な自宅等のプリンターやファクシミリの維持管理経費(申し合わせ事項に規定された通信に要する経費を除く)は、充当可とする。</p> <p>(4) 備品(取得価格が5万円以上のもの)を購入した場合は、備品台帳(任意様式)に記載する。</p> <p>(5) 備品の購入に政務活動費を充当する場合にあっては、パソコンやプリンター等の周辺機器、コピー機、シュレッダー等、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定する。ただし、これら機器の導入については、リースによることを推奨する。(契約期間=任期内)</p> <p>(6) 会派が解散や分裂したとき、政務活動費で購入した備品については、会派で廃棄処分するか、新しく所属した会派に引き継ぐ。</p> <p>(7) 自宅での電話回線等設置工事に要する経費には充当できない。</p> <p>(8) 商品券・図書券カードの購入経費には充当できない。</p> <p>(9) 切手や郵便はがきは、現金に準じて取り扱われるべきものとして計画的に購入し、会派で使用枚数及び、用途などを管理する。</p> <p>(10) 政務活動費で付されたポイントは、次回以降で政務活動費を充当するものを購入したときに優先的に使用すること。</p>

政務活動費についての情報公開

八王子市議会では、政務活動費について、以下のとおり情報公開をしています。

八王子市議会ホームページにて公開するもの

- ・ 八王子市議会 政務活動費の手引き
- ・ 会派収支報告書（平成 29 年度分から公開）
- ・ 会派行政視察報告書（令和 5 年度から公開）

八王子市議会事務局にて、情報公開請求により閲覧できるもの

- ・ 領収書、旅費内訳書、事務所利用実績報告書等

情報の公開請求の手続きについて

情報を公開できる方は次のとおり（八王子市情報公開条例第 6 条）

- ・ 市内に住所のある方
- ・ 市内に事務所や事業所のある個人、法人、団体
- ・ 市内に勤務している方
- ・ 市内にある学校に在学している方
- ・ 以上のほか、公開を必要とする理由（調査、研究、取材、学習等）を明記できる方

情報公開の請求方法

公文書公開請求書（八王子市情報公開条例施行規則にて規定）を、議会事務局に提出していただきます。公開請求書は議会事務局、および情報公開・個人情報保護コーナーにて受付しています。

情報公開請求にあたっての費用（八王子市情報公開条例第 17 条）

情報の閲覧については、無料。

ただし、写しの作成に要する費用（コピー代など）や、写しの送付に要する費用（切手代など）は、請求者に負担していただきます。

条例・規則・様式集

八王子市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 27 日
条例第 15 号

最近改正 平成 25 年 2 月 28 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、市議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、会派(所属議員が 1 人の場合を含む。以下同じ。)に対して交付する。

(政務活動費の額及び交付の方法)

第 3 条 会派に対する政務活動費の月額、当該会派の所属議員数に 6 万円を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、各月 1 日(以下「基準日」という。)における所属議員数とし、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱退があった場合は、当該議員は前項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

3 政務活動費は、会派に対し、毎年度、4 月から 9 月までの半期分を 4 月に、10 月から翌年 3 月までの半期分を 10 月に、それぞれ 4 月 1 日及び 10 月 1 日における当該会派の所属議員数に応じ、交付する。

4 前項の規定にかかわらず、議員の任期が半期の途中で満了する場合は、任期満了の日の属する月分までを交付する。

5 半期の途中において新たに結成された会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、当月。以下この項において「結成基準月」という。)から当該半期の最後の月までの月数分を、結成基準月の基準日における当該会派の所属議員数に応じ、結成基準月に交付する。

6 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことはできない。

(交付の申請)

第 4 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定により政務活動費の交付の申請があったときは、速やかに交付額を決定し、会派の代表者に通知するものとする。

(所属議員数の異動等に伴う調整)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動が生じた場合において、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、当月)以後に係る既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなけ

ればならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、会派は、交付を受けた政務活動費のうち、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たるときは、当月分)以後の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第7条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

(経理責任者)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費に関する経理を明確に行うため、当該会派の所属議員の中から経理責任者を定めなければならない。

(会計帳簿等)

第9条 経理責任者は、政務活動費に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備えなければならない。

2 経理責任者は、政務活動費を支出したときは、その事実を証すべき領収書等を徴さなければならない。

(収支報告書の提出)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を2通作成し、1通を市議会議長に、他の1通を市長に提出しなければならない。この場合において、市議会議長に提出する収支報告書については、前条第2項の領収書等を添付しなければならない。

2 前項の収支報告書は、政務活動費の交付を受けた年度の終了後30日以内に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散の日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定により収支報告書の提出を受けた場合において、当該収支報告書の審査及び必要に応じて行う調査等により、交付すべき政務活動費の額を確定し、会派の代表者に通知するものとする。

(剰余金の返還)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して剰余金が生じたときは、当該剰余金を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存)

第13条 市議会議長は、第10条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日までの間保存しなければならない。

2 会派の代表者は、第9条に規定する会計帳簿を前項に規定する期間の末日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第14条 議長は、第10条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行

う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（改選年度における特例）

第 15 条 議員の一般選挙が行われる年度における会派に対する政務活動費の取扱いについては、市長が別に定める。

（委任）

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 27 日条例第 20 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 18 日条例第 48 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日条例第 48 号）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の八王子市議会政務調査費の交付に関する条例第 10 条及び第 13 条の規定は、平成 18 年 4 月分からの政務調査費について適用し、平成 18 年 3 月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 9 月 12 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日条例第 2 号）

1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の八王子市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の八王子市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第 7 条関係）

項 目	内 容
調査活動費	会派が行う日常的な調査研究活動並びに管外及び国外への視察に要する経費
研修費	会派が研修会等を開催するために要する経費及び会派の所属議員が他の団体の開催する研修会等に参加するために要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の購入に要する経費
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派が行う調査研究活動に必要な文具、消耗器材等の購入及び通信に要する経費

八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成 13 年 3 月 30 日
規則第 19 号

最近改正 平成 25 年 2 月 28 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年八王子市条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請)

第 2 条 条例第 4 条の規定により政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度 4 月(年度の途中において新たに結成された会派にあっては、結成された日の属する月)に、政務活動費交付申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の所属市議会議員数に異動が生じた場合には、会派の代表者は、速やかに政務活動費交付額変更申請書(第 2 号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定により政務活動費交付申請書の提出があったときは、速やかに交付すべき政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書(第 3 号様式)により当該会派の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前条第 2 項の規定により政務活動費交付額変更申請書の提出があったときは、速やかに交付すべき政務活動費の額を決定し、政務活動費交付額変更決定通知書(第 4 号様式)により当該会派の代表者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 4 条 会派の代表者は、前条に規定する通知を受けた後、政務活動費の交付を市長に請求するものとする。

(届出)

第 5 条 政務活動費の交付を受けた会派が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会派の代表者は、速やかに政務活動費異動届(第 5 号様式)を市長に提出するものとする。

- (1) 名称を変更したとき。
- (2) 代表者又は経理責任者を変更したとき。
- (3) 解散したとき。

(収支報告書)

第 6 条 条例第 10 条の規定による収入及び支出の報告書の提出は、政務活動費収支報告書(第 6 号様式)により行うものとする。

(額の確定通知)

第 7 条 条例第 11 条の規定による会派の代表者への通知は、政務活動費交付額確定通知書(第 7 号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(八王子市議会における会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則の廃止)

2 八王子市議会における会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則(昭和 55 年八王子市規則第 25 号)は、廃止する。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日規則第 1 号)

1 この規則は、平成 25 年 3 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則による改正後の八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行日前までに交付された政務調査費については、なお従前の例による。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

会派の名称
代表者の氏名

政務活動費交付申請書

八王子市議会政務活動費の交付に関する条例第4条の規定により、下記のとおり年度の政務活動費の交付を申請します。

記

名 称		
代 表 者 の 氏 名		
結 成 年 月 日	年 月 日	
経 理 責 任 者 の 氏 名		
交 付 申 請 額	円	
所 属 議 員 数 及 び 基 準 日	人	年 月 日
所 属 議 員 の 氏 名		

注 結成年月日は、会派が年度の途中に結成された場合に記入すること。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

会派の名称
代表者の氏名

政務活動費交付額変更申請書

八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり 年度の政務活動費の交付額の変更を申請します。

記

項 目	変 更 前	変 更 後
所 属 議 員 数	人	人
交 付 申 請 額	円	円
所属議員の氏名		
異 動 日	年 月 日	

第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

会派の名称

代表者の氏名

殿

八王子市長

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度の政務活動費については、下記のとおり決定したので、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により通知します。

記

金 円を交付する。

月交付額 金 円

月交付額 金 円

第4号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

会派の名称

代表者の氏名

殿

八王子市長

政務活動費交付額変更決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった 年度の政務活動費については、下記のとおり決定したので、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

変更後の交付決定額	円
変更前の交付決定額	円
交付済額 (年 月分～ 年 月分)	円
追加交付額 (年 月分～ 年 月分)	円
過払交付額 (年 月分～ 年 月分)	円

過払交付額については、 年 月 日までに返還願います。

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

会派の名称
代表者の氏名

政 務 活 動 費 異 動 届

会派に異動が生じたので、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異 動 内 容		異動年月日
名 称	新	年 月 日
	旧	
代 表 者 の 氏 名	新	年 月 日
	旧	
経 理 責 任 者 の 氏 名	新	年 月 日
	旧	
解 散 の 日		年 月 日

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

八王子市議会議長

八王子市長 殿

会派の名称

代表者の氏名

政務活動費収支報告書

八王子市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規定により、下記のとおり 年度の政務活動費の収入及び支出を報告します。

記

(収入)

項 目	金 額(円)
政 務 活 動 費	
合 計	

(支出)

項 目	金 額(円)	備 考
合 計		

(余剰金)

項 目	金 額(円)
余 剰 金	

第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

会派の名称

代表者の氏名

殿

八王子市長

政務活動費交付額確定通知書

年度の政務活動費については、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例第11条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1	交付確定額	円
2	交付決定額	円
3	交付済額	円
4	余剰金	円

余剰金については、 年 月 日までに返還願います。

八王子市議会基本条例 下線部は、政務活動費関連条項です。

平成 25 年 9 月 18 日
条例第 36 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）

第 2 章 市民との関係（第 4 条・第 5 条）

第 3 章 市長等との関係（第 6 条 - 第 9 条）

第 4 章 議会の運営及び体制（第 10 条 - 第 15 条）

第 5 章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第 16 条 - 第 18 条）

第 6 章 最高規範性及び見直し手続（第 19 条 - 第 21 条）

附則

八王子市は、市域の三方を高尾山・陣馬山をはじめとする山々や丘陵に囲まれ、多くの河川が市内を流れるなど、豊かな自然に恵まれた土地を有している。大正 6 年の市制施行以来、数回の市町村合併を経て、丘陵地、市街地、ニュータウンなど様々な生活圏が存在し、市民一人ひとりが多様な意見を持っている。

地方分権時代を迎え、八王子市議会はこれまでも様々な議会改革に取り組んできたが、本市の特性である多様な民意を的確に市政に反映させるためには、より一層議論を通じて論点を明らかにし、市民に開かれた透明性の高い議会運営を行うことが求められている。

議会が地方公共団体の最高意思決定機関であることを踏まえ、二元代表制の下での議会の役割は、市長その他の執行機関と緊張関係を保ち、事務の執行の監視を行うとともに、積極的な政策立案や提言を行うことで、市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することである。

今後さらに、地方公共団体の自主性・自立性が拡大されていく中で、地方自治の本旨に基づいた豊かな八王子市を実現するため、議会の果たすべき役割の重要性は増してきている。

このような役割を果たすため、八王子市議会及び議員の活動原則、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関との関係を明らかにし、市民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、議会における最高規範として、ここに八王子市議会基本条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第 2 条 議会は、合議制の意思決定機関としての議決責任を認識し、その役割を果たすために、次に掲

げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視すること。
 - (2) 市民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
 - (3) 積極的な情報公開を行い、市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指すこと。
 - (4) 市政の課題について、研修及び調査研究活動を行うこと。
 - (5) 地方分権の進展に的確に対応し、継続的に議会改革を推進すること。
- （議員の活動原則）

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するように努めること。
- (2) 法令を遵守し、自らの資質の向上に努め、政策立案及び評価能力向上のため調査研究活動を行うこと。
- (3) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじ、積極的な発言を行うこと。
- (4) 市民福祉の増進を目指して活動すること。

第2章 市民との関係

（市民参加及び意見の把握）

第4条 議会は、議会活動への市民参加の機会を広げ、市民の多様な意見を把握するため、必要に応じて次に掲げる手法を用いるものとする。

- (1) 議会の活動を市民へ報告し、意見を交換する機会を設けること。
- (2) 市民による政策提案として、請願等を審査すること。
- (3) パブリックコメント、アンケート調査等を実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。

（情報公開及び説明責任）

第5条 議会は、市民に開かれた議会運営を目指し、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 本会議並びに常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）を原則公開すること。
- (2) 議会が保有する文書等を原則公開すること。
- (3) 議会広報、ホームページ等、多様な手法を用いて広報活動の充実に努めること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。

第3章 市長等との関係

（政策等の形成過程の説明要求）

第6条 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。

- 2 市長等は、前項の説明の求めに対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

（質疑及び質問の方式）

第7条 本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答方式をはじめとした多様な形式をとることができる。

(議決事件の拡大)

第8条 議会の議決事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、別に条例で定めるもののほか、重要な計画等について、追加・拡大することができる。

(定例会の会期及び回数)

第9条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。

2 議長は、市長による専決処分が最小限になるような議会運営に努めるものとする。

3 定例会の回数は、八王子市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年八王子市条例第26号)に定めるところによる。

第4章 議会の運営及び体制

(議会の運営)

第10条 議会は、合議制の意思決定機関として公平で自由な議論を尽くせるよう、適切な運営に努めなければならない。

(委員会の運営)

第11条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を活かすよう適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、論点・争点を明確にするため、委員長の裁量により委員間討議の機会を設けることができる。

3 委員会は、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

(会派)

第12条 議員は、基本的政策・理念が一致する議員をもって構成し活動する団体(以下「会派」という。)を結成することができる。

2 会派は、政策立案等に資するための調査研究に努めるものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、円滑な議会運営のための協議・調整の場として会派の代表者からなる会議(「会派代表者会」という。)を開催することができる。

4 前3項に定めるもののほか、会派に関し必要な事項は別に定める。

(政務活動費)

第13条 政務活動費は、議員の調査研究の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために活用することができる。

2 政務活動費の交付に必要な事項については、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年八王子市条例第15号)に定めるところによる。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査等の機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第15条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第5章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚して行動しなければならない。

2 議員は、八王子市政治倫理条例(平成21年八王子市条例第3号)に定める事項を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第17条 議員の定数は、八王子市議会議員定数条例(昭和37年八王子市条例第24号)に定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の多様な意見の市政への反映、市長等の事務執行の監視機能に考慮し、市民の意見を聴取した上で決定するものとする。

(議員報酬)

第18条 議員の報酬は、八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年八王子市条例第28号)に定めるところによる。

2 議員が提案する場合の議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、市民の意見を聴取した上で決定するものとする。

第6章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関係する他の条例、規則、告示等(以下「議会関係条例等」という。)を制定し、又は改廃する場合は、この条例に反してはならない。

(見直し手続)

第20条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、市民や有識者等の意見を聴取した上で検証を行うものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会関係条例等の見直しが必要と認めた場合、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。